

大阪府アライグマ被害対策検討委員会設置要綱

(名称)

第一条 本委員会は、「大阪府アライグマ被害対策検討委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第二条 委員会は、大阪府内において急速に生息分布を拡大させ、自然生態系を脅かし農林水産業被害や生活環境汚染の一因だけでなく、人体への被害の恐れを生じさせているアライグマが引き起こす被害対策について、検討し提言を行うことを目的とする。

(所掌)

第三条 委員会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について検討する。

- 一 アライグマ生息調査の実施方法・実施内容の検討・評価に関すること。
- 二 アライグマの排除方法、防除対策に関すること。

(構成)

第四条 委員会は、別表1に掲げる委員で組織する。

- 2 委員会には、別表2に掲げる職員を幹事として置く。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長は、必要と認める者に対し意見を求めることができる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第六条 委員会は、大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長の要請により委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 各種団体の委員は、あらかじめ委員長の承諾を得て代理人を出席させることができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第七条 委員会の事務局は大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課に置く。

- 2 事務局は、委員会の資料作成、検討結果のとりまとめ等、委員会の事務を処理する。

(その他)

第八条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

- 2 委員長は、委員会の運営に関し、必要に応じて委員の意見を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成16年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

別 表 1

分 野	氏 名	所 属（役職等）
学 識 者	村上 興正	日本生態学会外来種検討作業部会会長
	鈴木 和男	ふるさと自然公園センター（和歌山県田辺市）
農 林 業 団 体	岸本 隆之	大阪府農業協同組合中央会代表理事会長
狩 猟 団 体	阪口 顯	公益社団法人 大阪府猟友会会長
獣 医 師 団 体	佐伯 潤	公益社団法人 大阪府獣医師会会長
動物愛護団体	山移 千鶴	公益社団法人 日本動物福祉協会南大阪支部

別 表 2

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長
大阪府環境農林水産部農政室推進課長
大阪府北部農と緑の総合事務所みどり環境課長
大阪府中部農と緑の総合事務所みどり環境課長
大阪府南河内農と緑の総合事務所みどり環境課長
大阪府泉州農と緑の総合事務所みどり環境課長
地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所環境研究部長